28日 (別冊9)

福岡市公報

令和6年3月28日 第7040号(別冊9)

発 行 所

福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市 改所 (総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

	一目		次—	ページ
	水	道	局	
○福岡市水道局事務分掌規程の	一部改正	(規程	第2号)	1
○福岡市水道局企業職員就業規	程の一部は	汝正 (規程第3	号)2
○福岡市水道局公有財産規程の	一部改正	(規程	第4号)	2
○福岡市水道局企業職員の勤務	を要しない	ハ日の	振替等に	関する規程
の一部改正 (訓令第1号) …				3
	-1.	**		

水 道 局

福岡市水道局事務分掌規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。 令和6年3月28日

福岡市水道事業管理者 坂 本 秀 和

福岡市水道事業管理規程第2号

福岡市水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

福岡市水道局事務分掌規程(平成13年福岡市水道事業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

- 第2条第1号中「システム刷新係」を削る。
- 第4条総務部契約課の分掌事務第1号に次のただし書を加える。

ただし、設計金額が10万円以下の請負契約に関する事務は、各所管課において所掌する。

第4条総務部契約課の分掌事務第2号カ中「物品購入及び修繕」を「物品の購入、修繕及び委託」に改め、同条同課の分掌事務第4号に次のただし書を加える。

ただし、契約金額が10万円以下の各種工事等の検査に関する事務は、各所管課において所掌する。

第4条総務部営業企画課の分掌事務中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第 11号とする。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

福岡市水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。 令和6年3月28日

福岡市水道事業管理者 坂 本 秀 和

福岡市水道事業管理規程第3号

福岡市水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程

福岡市水道局企業職員就業規程(昭和53年福岡市水道事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第18条第18号中「いう。)」の次に「、当該子が在籍する学校等の臨時休業等に伴い必要となった当該子の世話又は当該子が在籍する学校等が実施する行事への参加」を加える。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

福岡市水道局公有財産規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和6年3月28日

福岡市水道事業管理者 坂 本 秀 和

福岡市水道事業管理規程第4号

福岡市水道局公有財産規程の一部を改正する規程

福岡市水道局公有財産規程(平成13年福岡市水道事業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第26条中「別表第1」を「別表」に改める。

Γ	210	Γ	260	
	21		26	
	4, 200		5, 200	
	1,800		2, 200	
	88		110	
	130		160	
	190		230	
円	250		310	
別表第1中 3,600 を 4,500 に、	380	を	470	に改
4, 800 6, 100	500		630	
	880		1, 100	

1, 300	1,600
2, 500	3, 100
4, 200	5, 200
12,000	17,000
3, 300	4, 200
3, 600	4, 500

- め、同表備考第1項を次のように改める。
 - 1 表示面積、使用面積若しくは使用物件の長さが0.01平方メートル若しくは0.01 メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若し くは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数 の面積若しくは長さを切り捨てる。

別表第1を別表とする。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和6年度以降の各年度においてこの規程の施行の日前から継続して行政財産の目的外使用の許可又は行政財産若しくは普通財産の貸付けにより土地等を使用している物件について、この規程による改正後の福岡市水道局公有財産規程第26条(同規程第21条第1項及び第46条において準用する場合を含む。)の規定により算定した使用料又は貸付料(以下「使用料等」という。)の合計額が、次の各号に掲げる年度の区分に従い当該各号に定める額に1.2(水道事業管理者が指定する物件にあっては、1.15)を乗じて得た額(以下「調整後の合計額」という。)を超えることとなる間は、当該物件に係る使用料等の合計額は、調整後の合計額とする。
 - (1) 令和6年度 この規程による改正前の福岡市水道局公有財産規程第26条の規定により算定した使用料等の合計額
 - (2) 令和7年度以降の各年度 当該年度の前年度においてこの項の規定の適用により納付すべきものとされた使用料等の合計額

福岡市水道局訓令第1号

福岡市水道局企業職員の勤務を要しない日の振替等に関する規程(平成6年福岡市水道局訓令第2号)の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月28日

福岡市水道事業管理者 坂 本 秀 和

第4条第1項中「4時間」の次に「(水道事業管理者が特に認める場合にあっては、3 時間45分)」を加える。